

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月七日から適用する。

平成二十八年十二月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第10部追補(6)の歯科用薬剤の項を次のように改める。

品	歯科用薬剤	規格	単位	薬価
	外 用 薬	(2)		円
	リグロス歯科用液キット	600 μ g	1 キット	20,670.90
	リグロス歯科用液キット	1,200 μ g	1 キット	27,802.90

別表に次のように加える。

第11部 追 補 (7)
内 用 薬

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

品名	規格	単位	薬価
(ふ)			
プレジコピックス配合錠		1錠	2,002.80
注 射 薬			
品名	規格	単位	薬価
(ふ)			
プレセデックス静注液200 μ g「フアインザー」	200 μ g 2 mL	1瓶	5,122

◎使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表 第1部～第9部 (略)	第10部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	第10部 (略)
追補 (6)	追補 (6)	追補 (6)	追補 (6)
内用薬～外用薬 (略)	内用薬～外用薬 (略)	内用薬～外用薬 (略)	内用薬～外用薬 (略)
歯科用薬剤	歯科用薬剤	歯科用薬剤	歯科用薬剤
品名	品名	品名	品名
規格単位	規格単位	規格単位	規格単位
薬価 円	薬価 円	薬価 円	薬価 円
外用薬 (2)			
リグロス歯科用液キット600 μ g	600 μ g1キット	リグロス歯科用液キット600 μ g	600 μ g1キット
20,670.90		20,670.90	
リグロス歯科用液キット1200 μ g	1,200 μ g1キット	リグロス歯科用液キット1200 μ g	1,200 μ g1キット
27,802.90		27,802.90	
第11部 追補 (7)		第11部 (新設)	
内用薬			
品名	規格単位	品名	規格単位
薬価 円		薬価 円	
(5)		(5)	
プレジコピックス配合錠	1錠	プレジコピックス配合錠	2,002.80
注射薬		注射薬	
品名	規格単位	品名	規格単位
薬価 円		薬価 円	
(5)		(5)	
プレセデックス静注液200 μ g「フアインザール」	200 μ g2mL1瓶	プレセデックス静注液200 μ g「フアインザール」	5,122